

## 第5次ツキノワグマ管理計画の概要

### 〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

#### ◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

#### ◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

#### ◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

### 〈現状と課題〉

#### ◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 3,700頭  
(北上高地 2,000頭、北奥羽 1,700頭)

#### ◇被害状況

- 1 農業被害（飼料作物、果樹等）  
4,806万円（R2）
- 2 人身被害 29名（R2）

#### ◇課題

中山間地域の人口減少等による人間活動の低下や耕作放棄地の増加等に伴いクマの生息域が拡大し、人身被害や農業被害などによる人とのあつれきが増大していることから、個体群の増加を抑制しつつ適切な保護・管理の推進が必要

### 〈基本目標〉

- 1 人身被害の防止及び農林業等被害の軽減
- 2 本県に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持

### 〈計画の概要〉

#### ◇管理の実施

- 1 地域個体群の区分  
個体群を2つに区分し生息数を調査
  - (1) 北上山地地域個体群
  - (2) 北奥羽地域個体群
- 2 個体数管理
  - (1) 捕獲数の管理
  - (2) 県による捕獲許可の方針
  - (3) 狩猟期間の延長
  - (4) 春季捕獲
  - (5) 市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理
  - (6) 放獣
- 3 生息環境管理
  - (1) ツキノワグマの生息域における環境管理
  - (2) 緩衝域及び人の生活域における環境管理
- 4 被害防除対策
  - (1) 人身被害防除
  - (2) 農林業被害の防除
  - (3) 注意報の発表等による注意喚起

#### 5 モニタリング

- (1) 短期的モニタリング
  - A 生息状況調査
  - I 被害状況調査
- (2) 中長期的モニタリング  
大規模ヘアトラップ調査による個体数推定

#### ◇管理のために必要な事項

- 1 各機関等の果たす役割  
県、市町村、集落・地域住民、管理検討協議会、地区管理協議会、狩猟者団体等の役割
- 2 人材の育成・確保
- 3 隣接県との調整  
青森県及び秋田県との整合性のとれた管理に向けた協議
- 4 NPO等との連携
- 5 情報共有と普及啓発
- 6 錯誤捕獲の防止と対応

### 〈今回追加する主な項目〉

#### 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

（下記に掲げる事項を記載）

- ・目的
- ・実施期間
- ・実施区域
- ・事業の目標
- ・実施方法
- ・実施結果の把握並びに評価
- ・実施者